

岡山県公報	
発行 岡山県	
目次	担当課（室）
○ 指定障害児通所支援事業者の指定 〃 【告示】 ○ 特定計量器定期検査 ○ 保安林の指定施業要件の変更 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 ○ 【公告】 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 〃 ○ 〃 ○ 〃 ○ 〃	指導監査室 〃 工業技術センター 治山課 道路整備課 〃 建築指導課 〃 〃 〃 〃
目次	
担当課（室）	

◎岡山県告示第四百五十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和三年八月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

放課後等デイサービス 虹の郷

2 所在地

美作市福本一四九番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人 虹の郷

2 主たる事務所の所在地

美作市福本一四九番地二

三 指定年月日

令和三年八月一日

四 事業所番号

三三五一五〇〇〇四〇

五 事業の種別

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第四百五十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和三年八月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

よつばのクローバー東備

2 所在地

瀬戸内市長船町長船五七五番地一五二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社安心ライフサポート

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区春日町五番二〇号 アルファ春日町一〇三号室

三 指定年月日

令和三年九月一日

四 事業所番号

三三五一二〇〇〇八八

五 事業の種別

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第四百五十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

令和三年八月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場 所	期 日
玉野市	岡山市農業協同組合中部第4営農経済センター鉾立資材店	令和三年十月四日 一〇時三〇分～一〇時五〇分
	岡山市農業協同組合玉野支所	五日 一〇時三〇分～一〇時五〇分
	田井市民センター	六日 一〇時三〇分～一〇時五〇分
	玉市民センター	七日 一〇時三〇分～一〇時五〇分
	日比市民センター	八日 一〇時三〇分～一〇時五〇分
	産業振興ビル	十二日 一〇時三〇分～一〇時五〇分
		十三日 一〇時三〇分～一〇時五〇分

二 実施機関
岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

◎岡山県告示第四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年八月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

総社市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年八月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 北房井倉哲西線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
新見市草間字カイデ九五五三番二地先から 新見市草間字ハタ九五一七番一地先まで	旧	四・八〇 二一・六	一五七・〇
新見市草間字カイデ九五五三番二地先から 新見市草間字ハタ九五一七番一地先まで	新	一二・八〇 四一・二	一五七・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 長屋賀陽線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）

高梁市中井町津々字三ツ木四二九五番一 地先から 高梁市中井町津々字三ツ木四二九六番一 地先まで	高梁市中井町津々字三ツ木四二九五番一 地先から 高梁市中井町津々字三ツ木四二九六番一 地先まで
旧	新
八・三〇 二八・六	一二・二〇 三二・五
一四九・〇	一四六・五

令和3年8月20日 岡山県公報 第12320号

◎岡山県告示第四百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年八月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	県道
路線名	北房井倉哲西線
区間	長屋賀陽線 高梁市中井町津々字三ツ木四二九五番一地先から 高梁市中井町津々字三ツ木四二九六番一地先まで
供用開始年月日	令和三年八月二十日

令和3年8月20日 岡山県公報 第12320号

〔三五四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年八月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字座頭橋四九六一六、四九六一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市連島町鶴新田二八三二一〇ソフィアI一〇三

小野 夢策

三 許可年月日及び許可番号

令和三年七月一日岡山県指令建指第一一四号

令和3年8月20日 岡山県公報 第12320号

〔三五五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年八月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字杉ノ木一七四六一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅前一丁目九一三二一八ライファベニユ三 二〇二

松尾 忠明

総社市門田九五六一二エテルノヴィラー〇二

松尾安沙実

三 許可年月日及び許可番号

令和三年七月二日岡山県指令建指第一一六号

令和3年8月20日 岡山県公報 第12320号

〔三五六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年八月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市正崎字田中九七二―三、九七三―三、一〇一六―一、一〇二〇―七、一〇

二一―一、一〇二一―二、一〇二二―二、字向山一〇二〇―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市桜が丘西九丁目四―一四〇

花房 道典

三 許可年月日及び許可番号

令和三年六月十四日岡山県指令建指第八四号

〔三五七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年八月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字新町北後三二五―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市徳芳一六八―三グランテージ中庄Ⅰ一〇一号室

室山 健太

三 許可年月日及び許可番号

令和三年五月三十一日岡山県指令建指第六六号

〔三五八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年八月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六二二―三、六二二―五、六二二―六、六二二―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中帯江四一一―一中帯江公舎A三〇四

藤原 誠

三 許可年月日及び許可番号

令和三年三月九日岡山県指令建指第四三一号